



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

持続的な構造的賃上げの実現を支援する目的で策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び企業における内部通報制度の導入を促進するための支援キットについてご紹介します。

## ◆「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されました

昨年11月29日、内閣官房と公正取引委員会は、連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。

同指針は、**昨今の物価上昇等に伴う労務コストの増加**に関し、これを取引価格に反映するための**値上協議を、発注者の側から受注者側に申し入れること等**を含み、**かなり踏み込んだ内容となっています**。対応が不十分な場合、行政処分を受ける可能性もあるため、注意が必要です。

指針は、発注者として採るべき行動／求められる行動として、次の6つを挙げています。

### 1. 本社（経営トップ）の関与

取組方針の決定、方針の公表、公表後の取組状況の把握等の各過程において、経営トップが関与して行うことを求められます。

### 2. 発注者側からの定期的な協議の実施

**受注者からの要望の有無に関わらず**、業界の慣行に応じて**定期的に労務コストの価格転嫁について協議**を行うこと等が求められます。

こうした協議を行うことなく、長年取引価格を据え置くなどの行為は、**独占禁止法上の優越的地位の濫用や、下請代金法上の買い叩きに該当し、処分を受けるリスクが生じます**。

### 3. 説明・資料を求める場合を公表資料とすること

受注者に対して労務費上昇の理由や根拠資料の提出を求める場合、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）に基づくもの**とされました。また、受注者がこれらを用いて希望する価格については、合理的なものとして尊重することが求められます。

### 4. サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費転嫁の交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う**という観点から、受注者による希望額の妥当性を検討することが求められます。

### 5. 要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から価格転嫁に関する**協議を求められた場合にこれに応じること**や、そのことを以て**不利益な取扱いをしない**ことが求められます。

### 6. 必要に応じ考え方を提案すること

必要に応じ、発注者から価格転嫁に関する考

方を提案することが求められます。

詳細につきましては**公正取引委員会のホームページ**をご参照下さい。

## ◇内部通報制度導入支援キットの公表

消費者庁は、令和5年12月4日、「**はじめての公益通報者保護法**」と題するページを開設し、内部通報制度導入支援キットを公開しました。

### 1. 公益通報者保護法とは？

公益通報者保護法とは、企業内の不正を通報した従業員に対する不利益処分を禁じて従業員を保護し、従業員が保護されることによって従業員による公益通報を促進し、企業による不正認知及び不正改善を促進するものです。

### 2. 内部通報制度導入支援キットの概要

消費者庁が公開した内部通報制度導入支援キットには、公益通報者保護法の概要に関する動画とパンフレットのほか、**①内部規程(例)**、**②従事者指定書(例)**、**③従事者向け研修動画**及び**④従事者受付票(例)**が含まれていますので、これらの資料を利用すれば、比較的容易に内部通報制度の導入を検討することができるだろうと考えます。

### 3. コメント

内部通報制度は、**従業員が不正を知った場合に安心して通報するための制度**であり、これを確保することにより、**経営者が気付かない不正を早期に知ることができます**。経営者の知らないうちに不正が広がり、その不正が暴露されたときには既に手遅れになっていて企業が深刻な打撃を被る（場合により倒産する）こともありますので、**不正・紛争の早期予防の観点からも導入や改善を進めることをお勧め致します**。

（弁護士友成、弁護士門屋）

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

## ◆民事訴訟の「口頭弁論」にウェブ会議での参加が可能に（民事訴訟法等の一部改正・令和6年3月1日）

民事訴訟において裁判所で行われる手続には種類があり、そのうち、「弁論準備手続」や「和解期日」などについては、現在もウェブ会議や電話会議を利用して参加することができますが、公開の法廷で行われる「口頭弁論」には、裁判所に実際に出頭する必要がありました。令和6年3月1日からは、**民事訴訟の当事者は、裁判所に実際に出頭しなくても、ウェブ会議を利用して「口頭弁論」に参加することができるようになります**。